

指定管理者の指定について（大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場ほか22施設）

大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場ほか22施設について、次のとおり指定管理者を指定する。

1 有料自転車駐車場の名称

大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場

桜ノ宮駅自転車駐車場

野江内代駅自転車駐車場

都島駅自転車駐車場

地下鉄玉造駅自転車駐車場

J R 玉造駅自転車駐車場

新深江駅自転車駐車場

地下鉄今里駅自転車駐車場

鶴橋駅自転車駐車場

深江橋駅自転車駐車場

緑橋駅自転車駐車場

清水駅自転車駐車場

新森古市駅自転車駐車場

関目高殿駅自転車駐車場

千林大宮駅自転車駐車場

太子橋今市駅自転車駐車場

今福鶴見駅自転車駐車場

蒲生四丁目駅自転車駐車場

鴫野駅自転車駐車場

関目駅・関目成育駅自転車駐車場

鶴見緑地駅自転車駐車場

放出駅自転車駐車場

横堤駅自転車駐車場

2 指定管理者

東京都中央区日本橋小網町7番2号

サイカパーキング連合体

構成員 サイカパーキング株式会社

大阪サイカパーキング株式会社

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月17日提出

大阪市長 横山英幸

説明

大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場ほか22施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7-11 省 略